

○箕輪町環境放射線調査実施要領

平成 27 年 9 月 7 日

告示第 162 号

(目的)

第 1 条 この要領は、町内の空間放射線量の現状を把握するために、役場及び小学校の校庭において空間放射線量測定を実施し、町民の安全・安心を図ることを目的とする。

(測定箇所)

第 2 条 町内における空間放射線量測定箇所は、次のとおりとする。

- (1) 役場 敷地内の屋外地上 1 m の高さとする。敷地内の屋外については、くぼみ、建築物の近く、樹木の下や近く、建造物からの雨だれの跡・側溝・水たまり、草地・花壇の上、石塀近くを避けた場所を選定し実施する。
- (2) 小学校の校庭 校庭中央部 1 地点で、地表 50 c m の高さとする。
- (3) その他 町長が必要と判断した測定箇所を実施する。

(測定の方法)

第 3 条 空間放射線量の測定は、シンチレーション式サーベイメータによる簡易測定とする。

(実施の方法)

第 4 条 空間放射線量の測定は、次のとおり実施することとする。

- (1) 役場は、毎週月曜日(箕輪町の休日を定める条例(平成元年条例第 33 号)第 1 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に該当する日はその翌日)午前 9 時に住民環境課職員が実施する。
- (2) 小学校の校庭は、毎月 1 回教育課職員が実施する。
- (3) その他町長の指示による測定は、住民環境課職員が実施する。
- (4) 測定の日程は、住民環境課及び教育課にてあらかじめ策定する。
- (5) 測定は雨天の場合についても実施する。

(測定結果の公表)

第 5 条 住民環境課及び教育課は、測定の翌日(翌日が休日の場合は休日明けの直近日)までに結果を町ホームページで公表する。